

ベグライテン

憲法カフェ@四ツ谷 のご案内

いまから5年前、「ナチスの手口に学べ」とは、憲法改定へ向けて麻生副総理が発言した重大な内容です。その後の推移は、立憲主義を無視し、民主主義の土壌すら崩して、自公政権の多数のおごりにまかせて、彼らの目論見通りに違憲立法を、民意を蹴散らし、次々に強行成立させてきました。

では「ナチスの手口」とは何でしょうか。

ドイツ憲法（ドイツ連邦共和国基本法）はしばしば改定されている、とは改憲論者がよく使いますが、ドイツ憲法においても永久条項（1条から20条）として日本の9条のような平和条項や基本的人権条項のような基本条項は変えてはならないとしているし、現に変えられてはいません。

第一次世界大戦後の民主的なワイマール憲法のもとで、なぜナチス（国家社会主義ドイツ労働者党）のような全体主義政党が、民主的な選挙制度を通して権力の座に就いたのか。そして「全権委任法」のような緊急事態法が通るようになっていったのか。

安倍政権に反対する立憲民主勢力も、ナチスの手口を学び、他山の石としなければなりません。安倍暴走政権による9条改憲が成就する前に。

.....

ベグライテン 憲法カフェ@四谷 第2期 第17回

- ・テーマ：ナチスの手口と緊急事態法
- ・日時：2018年7月19日（木）18:30～21:00
- ・場所：東京法律事務所 1階会議室
アクセス：JR四谷駅・四谷口前（しんみち通り入口横のファミリーマートの隣）
Tel：03-3355-0611 <http://www.tokyolaw.gr.jp/about/location.html>
- ・提題者：岸 松江 弁護士(東京法律事務所)
森 正樹 さん(ベグライテン世話人)
- ・司会：関根 和彦 さん(ベグライテン世話人)
- ・参加費：1人500円+印刷代（100円程度）（参加費は会場提供者への謝礼含む）
飲み物は各自持参してください。
- ・連絡/問合せ先：大塩：veu03273@nifty.ne.jp 関根：090-9146-6667